

【 発 表 資 料 】  
令和 8 年 3 月 1 9 日  
1 5 時 0 0 分  
北 は り ま 消 防 組 合

## 消防職員の懲戒処分について

次のとおり懲戒処分を行いましたので、北はりま消防組合職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、公表します。

### 1 被処分者及び処分内容

- (1) 事案当事者  
50歳代（管理職員） 【戒告】
- (2) 管理監督者  
所属長 【注意】

### 2 処分年月日

令和 8 年 3 月 1 8 日

### 3 事案の概要

当該職員は、自動車運転免許の更新手続を失念し、免許失効後 13 日間にわたり公用車を 10 回運転するとともに、自家用車による通勤をしていました。

なお、当該期間中に公用車による緊急走行はありませんでした。

### 4 再発防止

本件を重く受け止め、現在、再発防止に向けた取組を進めております。今後、組織としての管理体制の強化及び職員の法令遵守意識の一層の向上を図り、同様の事案が発生することのないよう再発防止に努めてまいります。

### 5 お詫び

法令を遵守すべき消防職員が、このような事案を起こしたことは、住民の皆様の信頼を損ねることになり、深くお詫び申し上げます。組織として再発防止に努めますとともに、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。